福田　宏行（昭和四十九年五月二十八日）	東京都江戸川区西葛西八―十五―六―五一八	ＴＧ二二〇〇七三八（平成十四年七月二十二日）	福田　宏行	平成二十二年二月十二日、市川簡易裁判所から住居侵入・窃盗事件被疑者として逮捕状が発付された。
門出　幸生（昭和四十七年一月二十二日）	広島県広島市安佐北区可部二丁目十五番三三―六	ＴＧ三六三七九八〇（平成十五年三月三日）	門出　幸生	平成二十二年二月二十七日、広島簡易裁判所から有印私文書偽造、同行使、詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。
岡　勝正（昭和四十三年十二月二十四日）	東京都多摩市乞田一二一〇―七―二十四アルトポンテ一〇一号	ＴＧ四四六七七八（平成十五年十一月二十五日）	岡　勝正	平成二十二年四月三十日、沼津簡易裁判所から建造物侵入・窃盗事件被疑者として逮捕状が発付された。
鈴木　孝（昭和四十六年七月十日）	北海道帯広市西十九条南三丁目十七番二十号	ＭＳ四五六四八四九（平成二十一年一月三十日）	鈴木　孝	平成二十二年五月十二日、帯広簡易裁判所から詐欺未遂事件被疑者として逮捕状が発付された。
遠藤　靖浩（昭和三十九年九月二十二日）	愛知県刈谷市沖野町一丁目シャトレＢ二〇五号	ＴＧ四九一九七八八（平成十六年二月二十四日）	遠藤　靖浩	平成二十一年十二月十八日、安城簡易裁判所から業務上横領事件被疑者として逮捕状が発付された。
浅井　高嗣（昭和四十六年四月二十四日）	東京都足立区綾瀬七丁目十三番五―一〇二号	ＴＧ六〇三七九八七（平成十六年十一月九日）	加藤　高嗣	平成二十二年二月十九日、川口簡易裁判所から詐欺事件被疑者として、同年三月十八日、出雲簡易裁判所から詐欺教唆事件被疑者として逮捕状が発付された。
長谷　博（昭和二十六年三月二十二日）	京都府京都市西京区嵐山上野四十八番地九清嵐荘二〇八号	ＴＧ六二二一〇八二三一（平成十七年一月六日）	長谷　博	平成二十二年三月三十日、京都地方裁判所から有印私文書偽造・同行使事件被疑者として逮捕状が発付された。
小山　貴裕（昭和四十六年六月二十日）	福岡県福岡市南区長丘二丁目二十六―六―D―一〇七	ＴＨ〇七八五五一〇（平成十八年六月五日）	小山　貴裕	平成二十二年六月三日、福岡簡易裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。
濱中　和重（昭和三十七年四月九日）	愛知県春日井市大泉寺町一〇〇一―十一	ＴＨ三九一八七七三一（平成十九年八月三日）	濱中　和重	平成二十二年一月二十六日、名古屋簡易裁判所から業務上横領事件被疑者として逮捕状が発付された。
河原美貴也（昭和三十四年十月十一日）	兵庫県姫路市飾磨区上野田四丁目二六三姫路南二〇五	ＴＨ四三九七三〇五（平成十九年十月三日）	河原美貴也	平成二十二年四月十一日、姫路簡易裁判所から詐欺、有印私文書偽造、同行使事件被疑者として逮捕状が発付された。
河田　成樹（昭和四十五年三月二十九日）	高知県香南市野市町東野一八〇―五	ＴＨ五六〇六九五三（平成二十年五月十三日）	河田　成樹	平成二十一年十二月十八日、高知簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件被疑者として逮捕状が発付された。

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成22年6月30日　富山地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第3号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　富山地方検察庁　平成20年第1号
2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成22年6月30日
3　終了決定をした理由
　資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、219円の残余給付資金が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。
4　この公告に関する問い合わせ先
　〒939―8510　富山県富山市西田地方町2―9―16
　富山地方検察庁被害回復事務担当　電話番号　076―421―4106（代表）

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、富山地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
(2)　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、富山地方裁判所に提起しなければなりません。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成22年6月30日

財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成22年4月1日から平成22年5月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	215,775	1,372	
24	パテントレザー等	1,735	0	